



設け、之が保護に遺憾なきを期することとは、社會正義に立脚する民主國家の當然の責務であります、此の法律では年少者の保護年齢を十八歳に定め、最低年齢を十五歳とし、非工業的企業では満十二歳以上の者を特定の嚴格な條件の下で使用することを認めました、満十五歳以下の者に付ては一日の労働時間と修學時間を通算して七時間とし、満十五歳以上の保護年齢該當者は嚴格な八時間制を適用し、其の他安全衛生、深夜業等で特別の保護を加へました、女子に付ては、八時間制に對する労働協約に依る時間外労働に一定の制限を加へ、休日労働を禁止し、深夜業、產前産後、育児時間等從來認められた、居た制度にはそれ／＼の改善を加へ又生理休暇に付ては所要の最少限度に於て之を法律に規定することに致しました、第七章は技能者の養成に関する規定であります、從來徒弟制度は我が國に於ける劣悪労働の一例事とされて居るのですが、こゝには其の弊害を除去すると共に、労働の過程に於て技能者を養成する特殊の必要がある場合には、技能者養成委員會に諸つて特別の規程を作り、此の規程に於て技能者養成の爲の必要と、此の法律の規定であります、其の原則は、從来我が國の労働法制で確立せられて居る所を踏襲したものでありまするが、此の法律では災害補償に關する實質上の責任の必要を充足すると共に、弊害の防止に遺憾ながらることを期したのであります、第八章は災害補償に關する規定であります、其の原則は、從来我が國の労働法制で確立せられて居る所を踏襲したものでありまするが、此の法律では災害補償に關する實質上の責任

と、之に對する補償義務とを出來得る限り一致させることと致しました。又災害補償の義務額は産業の負擔力の限度に於て災害犠牲者の最低の必要を充足させることと目途として之を決定致しました。災害補償に關する紛議に付ては、之を簡易に迅速に、公正に處理する爲、監督官に依る審査、仲裁に當らせる外、労働者側、使用側及び公益代表を以て構成する労働者災害補償審査委員會を設け、之が審査、仲裁に當らせるることと致しました。第九章は就業規則に關する規定であります、就業規則は、労働協約のない場合又は労働協約の規定せざる労働條件に付ては、個々の労働契約に對して準則的效力を持つものであります、こゝには就業規則のスかる効力を法律に規定すると共に、其の作成を一定規模以上の事業場に要求し、之が作成に付ては労働者に發言の機會を與へることと致しました。第十章は寄宿舎に關する規定であります、土建、織維等に於て其の例を見る如く、通勤距離内に於て所要の労務が充足されない場合、事業附屬の寄宿舎が設置されるのは已むを得ない制度であります。寄宿舎生活に於ては、從來動もすれば労働者は一定期間其の全生活の自由を拘束されたる如き觀を呈することなしとしないのであります。本章の規定は斯かる弊害を除去し、寄宿舎に於ける労働者の私的生活の自由を確保することを目的とするものであります。第十一章は監督官に關する規定であります、此の種の労働條件に關係する法律の實施を確保する爲の行政機構に付ては、先進諸國に於ては長い間の歴史に基いて確立された制度があります、前に申しました労働憲章は、其

の一項目として監督制度の確立を掲げ、且つ國際労働會議は各國の監督制度の實績に根ざす詳細な勧告を探査して居ります。此の法律の監督制度は、國際的に是認されて居る是等の制度に則つて規定したものであります。第十二章は雜則でありますと、主として此の法律の實施上必要な諸般の事項を規定したものであります。第十三章は罰則に關する規定であります。他の刑罰規定との均衡を考慮して此の法律の實施を有效ならしめる爲、必要な限度に於て所要の罰則が規定されて居ります。本法案の概要は以上説明を致しました通りであります。何卒御審議の上御協賛あらむことを希望する次第であります。

としても極めて軽微なものであると云ふ風に考へて居ります。

○種田虎雄君　此の基準法の中で、一番大きな問題と考へますのは、最低賃金の制度と労働時間との點とだらうと思ひますが、今度殊に労働時間の點に於て八時間制が実施されることとなり、週休制が実施されることになるのであります、従つて今日迄支拂はれて居る所の賃金は其の儘に据え置いて、此の八時間制、週休制を実施されることになるのであります、が、其の點を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(河合良成君)　賃金の状態は、是は最低賃金を決めますのは、地方別に行政官廳がイニシアチーブを取つて決めますことになつて居りますので、其の發動を致さぬ限りは、現状に於て其の儘で据え置かれると思ひます、而して八時間労働制に付きましても、大體に於ては八時間労働制と云ふことは相當徹底して居りますし、殊に最近此の鐵道、遞信その他に於ても、其の以内に於て決めて居るやうな實情でありますから、實効八時間労働制を探ると云ふことは、現在の事情に於て大きな支障のないものであると云ふ風に考へて居ります。

○種田虎雄君　此の法律を實施する上に於て、監督面に於て相當の機構が此の法律に考へられて居りますが、此の法律の實施に際しまして、今後設けられますが是だけの機構は十分整備される御準備と申しますか、豫算その他總て準備が出来て居るのでありますか

○國務大臣(河合良成君)　工場法の實施の最も眼目は、言ふ迄もなく其運用の點でありまして、殊に是だけ廣汎な法律でありまして、適用の範圍が現行

の此の工場法と違ひまして、工場以外の非工業的企業にも廣く及ぶことで、劃期的の適用範圍の擴大と云ふことになりますから、それ等の點に付て色々……此の法律の徹底する迄は色々問題もあることと存じます、さう云ふ意味に於て工場監督官と云ふものの制度を非常に重きを置いて考へて居ります、此の點に對する豫算も相當十分取つてありますし、それから其の制度も矢張り地方的でなくして、中央的に考へて居りまして、地方は皆労働基準法に於て地方的に統轄して、運用の矢張り畫一的性質を以て行かねばならぬと考へて居ります、一種の矢張り裁判に似たやうな所もちらうと思つて居ります、併し一面に於きましては、法の實施の當初の期間に於きましては、濫りに刑罰を適用すると云ふやうなことではなく、本當に工場法の精神を事業者及労働者に渗み込ませると云ふやうな頭を以て、工場監督をやつて行きたいと云ふやうに考へて居ります、それ等に付きまして只今監督官其の他の準備も相當進めて居ります、其の教育の點に付ても考慮して居る次第であります。

○政府委員(吉武恵市君)　只今種田さんの御尋は、私多少或は聞き違ひかも知れませぬが、普通の争議に付きましては、先般御審議を戴きました労調法に依る前段を探つて居りましたので、あの時御承知戴きましたやうに、政府と致しましては争議に直接介入することを避けまして、労働委員會、民主的な労働委員會を使ひ、又労働委員會に依つて選定されました斡旋委員を使つて争議に當らせる前段を探つて居るのであります、監督官は基準法の施行監督に當る爲に監督官を置いて居るのでありますから、直接には此の監督官が争議の方に入ると云ふことは避けさせる積りで居ります、唯併し此の基準法の中でも、此の法律施行に伴ふ例へば災害補償等の金額その他に、多少事業主と労働者の間に意見が違ふと云ふ場合が豫想せられますので、それは此の法律の施行でござりますから、先づ監督官が間を調査致しまして決める、併しそれも役人のやることでござりまするから、それに若し不服があれば民主的に構成されまする補償委員會と云ふものに訴へて、そこで最終的に決めると云ふ方法を探つて參りましたと思ひます。

て、一般の争議には觸れませぬ  
○種田虎雄君 あゝさうですか、分り  
ました

○國務大臣(河合良成君) 矢張り寄宿  
收取でありますから、是が直ちに用ひ  
られることはちよつと困難の事情もあ  
ります、其の點改めて一つ尙承つて置  
きたいと思ひます。

○竹中蔵右衛門君 我々の事業と云ふものは一時的のものである、人を収容する以上は寄宿舎と云ふ看做さるゝ譯であります。が、我々の方では現にさういふものは飯場と呼んで居るのであります、飯場は寄宿舎でないと云ふ理由を立ち兼ねるやうに思ふのですが、是は

少しご説かねば。」が、一年の懇意の不  
來から、さうあるべきものがさうある  
と云ふやうなことは考へられることだ  
やないかと云ふ風に考へて居ります  
○竹中藤右衛門君 是は運用の上に於  
きましては、餘程地方廳に於てさう云  
ふ點を一つ基本的に何等かの御指示が  
ない、眞つ正直に之を適用しようと  
されると大變困難が出来ると思ふので  
あります、どうもお詫び申す所に於きま

1996 年 1 月 1 日起，新規範將適用於所有在英國註冊的公司。

のであります。監督官は準基準法の施行監督に當る爲に監督官を置いて居るのありますから、直接には此の監律で、先程申しました通り、適用範囲が非常に廣くなつて居りますから、是は餘り徹底せぬ時に實施してもどうか

○竹中藤右衛門君　只今大臣の御話で  
すと、一々御認定を得なければならぬ  
やうなことになると思ひますが、事實  
はどうも矢張り職工を或期間其處に收  
容するのですから、寄宿舎とも言ひ得

會に於て其の種の御質問をした時に、  
其の種の臨時的のものは宜からうと云ふやうな當局の御説明であつたやうに  
思つたのであります。が、……

○國務大臣(河合辰成君)　是は、寄託  
舎の規定は、御質の通り大體自治的  
の精神上の問題の規定と、それから認  
識の問題の規定とに二つある。そこで

自の言ふやうに、何事か思ひ出されたりのありまするやうに運用を願ひたいと思ふのであります、御存じの通りにどうも末端になりますと、非常にものが厳格になりまして、非常に憂ぶべきことになる、殊に我々の業界では小さな人々もあるのでありますから、どうもさう云ふ人々が完全な施設をすることは餘程困難だと思はれる、どうかがこの點に付きましたよ當惑のないやうに思ふのであります。

卷之三十一

其の方面へ集めなければならぬ。それ等も矢張り宿舎と看做されるから、是は少しどうも實情に副はないやうに思ひますが、如何ですか。

備の問題の點でありますか  
張り其の企業に應じた、炭礦なり或は  
假設のものなら假設と云ことを、玉主  
にしまして考へて行かなくちやならぬま  
のですから、それだから假りに飯場の  
建物のある、建築のあるだけの暫定的  
の飯場の口きき所に、非常に立派な炭礦

○種田虎雄君　此の賃金の問題で男女同一賃金の原則が決められて居りますが、此の意味は生活給と云ふやうなものに付て同一であると云ふ意味なんですがありますか、能率給等に付ても同じでありますと云ふ御考なんありますか、是等の點に付て伺つて置きたいのです

中華書局影印

になつて居りますので、それでもう一つ伺つた譯であります。

も適用があると謂う事に當る。即ち、  
設備なり、色々な施設等に付きまし  
ては、是は或は色々な企業に相應しい  
やうな方法は考へなくてはならぬかと  
思ふ。まことに、七種のうちより寄合會の

諸例自體はいたゞく、このことは行政上の運用で以て處して行けると思ひますが、矢張り換氣、採光、照明、保溫、斯う云ふやうなことをずっと書いてありまするが、是等に付て工場監督官の運用の實績としまして、そこを實績と言ふ點もある、さう云ふことは行政上の運用で以て處して行けると思ひますが、

度の認定に付でだけございまし  
我々のは終務者の一時的の假託目的

三月二十日 [貴族院]

同じ仕事を男と女がやつて同じである場合に、唯女だからと云ふので從前は矢張り低かつたと云ふことが宣くないと言ふことです。

○種田虎雄君 例へば女には生理の爲

は正に其の期間、或程度の勞働價値と云ふものは低下すると斯う思ふのです、従つて其の意味に於ては差別を設けると云ふことは當然ぢやないか、斯う考へるのですが、さう云ふ點はどうお考へですか

○政府委員(吉武惠市君) 今御尋の點は非常に難かしい所であります、矢張り此の法律の建前と致しましては、同じ仕事を同じにやれば矢張り賃金を同じにやらなければならぬ、唯此の法律で特別の女子に對しては保護規定がございますが、是は矢張り此の法律で女に對する特別の保護をしなければならぬと云ふ所から出て來るのですから、さう云ふ點を皆差引いて價値が違ふと云ふことになりますと、一應女子に對する保護の點が缺くることになりますので、其の點は難かしい所ではあります、女子に對する特別の保護の點を一應マイナスに考へると云ふことは出來るだけ避けたいやうに思ふのですが……

○政府委員(吉武惠市君) 男女同一の賃金の原則は大體労働條約でも労働原則として決めて居りますので、大體外國も此の原則は認めて居ると思ひます

す

○種田虎雄君 此の生理休暇に關するやうな規定等を、さう云ふやうなことを必要はないと云ふ意見もございましたが、何處の國でもさう云ふ規定はありますか

○政府委員(吉武惠市君) 生理休暇に關する規定はございません、是は日本が初めてであります

○種田虎雄君 此の生理休暇と云ふものは各人申出を其の儘認めるのでありますか、凡そ何日と云ふ風にはつきり御決めになるのでありますか、それ等の點に付て新しく斯う云ふ立法をなさるとすれば、そこに外の國が之を規定して居なかつたと云ふことは、實際上困難だから規定して居ないわけだ、之を我が國が進んでさう云ふ新しい試みをなさると云ふことは、如何にも進定して居なかつたと云ふことは、實際上困難だから規定して居ないわけだ、

○種田虎雄君 これは外の國が之を規定して居なかつたと云ふことは、實際上困難だから規定して居ないわけだ、

○種田虎雄君 これは外の國が之を規定して居なかつたと云ふことは、實際上困難だから規定して居ないわけだ、

○政府委員(吉武惠市君) 只今御尋が之を律しろと仰いだことは、少し行過ぎでもあり、又實際に即しないやうな感もあるので、御尋したわけあります

○種田虎雄君 只今政府御當局の御説明に依つて御趣旨は能く分りますけれども、實際に斯う云ふやうな規定を設けて居る他の國の立法例は何處と何處にありますか

○政府委員(吉武惠市君) 男女同一の原則は大體労働條約でも労働原則として決めて居りますので、大體外國も此の原則は認めて居ると思ひます

○男爵内田敏雄君 斯う云ふことをち

よつと漠然として居りますけれども伺つて置きます、日本の再建と云ふこと

で、是から從來に増して中小の工業者

が勃興して來ると云ふことが考へられ

ると思ふのであります、從來の資本

家對勞働者と云ふ觀念、是が貧弱な今

象であつて、影響はあるけれどもさう

やうな規定期限等を、さう云ふやうなこと

く必要はないと云ふ意見もございましたが、そこで妙に採上げて居りますけれども、是は女子に總て生理日に休暇を

と云ふことではございません、生理

象でありますやうに、生理

と云ふやうな點等で此の中小工業に對

する心配を無くして居る譯であります

す、それから只今尙御尋の勞働問題と

申しますか、或は勞使對立と云ふ思

考へる相當の保護を與へて行くと

者との關係と云ふ點に付て御尋もあつた

やうに存じますが、其の點は結局勞働

者に對する相當の保護を與へて行くと

云ふ建前の方が、寧ろ勞使の間の問題

を無くする所以であると云ふ風の考で

思ひますし、此の二條でござります

か、此處にも「勞働者」と「使用者」と云

ふやうな言葉を使つてありますから、

資本家と云ふ言葉ではないのであります

けれども、御考への上だと思ひま

すが、中小工業者の勃興に對して、此

の法案が從來の觀念で、何か阻礙をす

るやうなことがないかと云ふやうな懸

念を持つて居りますが、さう云ふやう

な點に付きまして、何か御示を願ひた

いと思ひます

○國務大臣(河合良成君) 日本の工業

の非常に大きな部分は段々に中小化す

るだらうと云ふやうなことに付ては御

同感でありますて、此の法律もさう云

ふ點を考慮して十分考へて作つた積り

でありまするが、是は矢張り建前とし

まつては、大體一つの此の勞働者の勤

業欲なり、勞働者の勞働力なり、或

は健全なる身體なりと云ふものを土臺

にして行つた方が、日本の中小工業に

將來に對しても、それだけの矢張り一

つの規律に依つてやつて行く方が宜か

らうと云ふ積極的意味を持つことと存

めて居る譯でありますて、契約の自由

色々危險を與へるとか、損害を與へる

とか云ふやうな心配に付きました

て置きます、日本の再建と云ふこと

で、是から從來に増して中小の工業者

が勃興して來ると云ふことが考へられ

ると思ふのであります、從來の資本

家對勞働者と云ふ觀念、是が貧弱な今

に依りまして、又お互の了解に依つて、さうして労働者と使用者側とが、或は資本家側とが出来るだけ協調し、さうして經營を共に進めて行かうと云ふやうな體制に付ては、勿論是は結構だと云ふ考を持つて居ります

○渡邊齋造君　社會保險と本案の關係をちよつと御尋ね致します、本案に依ると、第九條に依つて労働者と云ふ定義が非常に廣範圍に擴大された、今迄我々の社會的通念に依つて解釋した労働者と云ふのも、此の労働者の中に總稱されるやうになつたやうに思はれる、それでさうなりますと、所謂日本の稼働人口の大部は労働者であると言ひ得るのぢやないかと、斯う思ひます、此の労働者の意義が斯う廣範圍になりますと、實際稼働人口の大部は労働者を以て占められるとして、其の者の健康に付て、或は療養給付をするには、それ等の者は健康保險に加入するのですか、或は國民健康保險に加入させるのですが、どちらでございますか

○政府委員(吉武憲市君)　御話のやうに、此の法律では労働者と云ふ定義が廣うございます、是は労働組合法の制定の時から、ずっと組合法も之と同じ、又勞調法も同じで、労働法としては同じであります、廣くなつて居りますが、今御尋の點の健康保險は、是は是と別個の體系にございまして、此の労働者の範圍全部を健康保險の中に入れるかどうかと云ふことは、是は又研究すべき問題だと思ひます、現在では健康保險の方は五人以上を使用して居るものであります、それから而も上の方には、或程度の保険制限が確があつたと私は記憶して居ります、又聞違

ひましたら後の機會に訂正致しますが、一定の範圍と云ふものを決めて居るのであります、是は保険としては、全部に擴げると云ふことも一つの方法でありますせうけれども、一定の範圍に限つて保険制度を作ると云ふことも考へられる譯であります、従つて其の範圍外のものは國民健康保険に依ると云ふことになるかと思ひますが、健康保険の方も、今後はなんかと關聯して漸次改正して行かなくてはならぬかと思ひます、現在に於きましては、此の労働者全部が直ぐ健康保険に入るとは考へて居りませぬ。

○渡邊麗造君 只今五人以上を使用と云ふことです、が、此の第九條並に第八條から考へますと、所謂労働者を使用する範圍が非常に廣くなりましたから、今政府委員の御話の健康保険に對する考と云ふものは、私は大改正を加へなければならぬと斯う思つて居りますけず、只今政府委員の仰しやる所の、假に上が、收入が、或一定限度決つて居ると云ふことと、それから五人以上の使用者であると云ふことがありますけれども、是は必ず相當數に増加致しますからして、是等の者の診療と云ふものは、直接もう是は明日にも問題化して來ようと思ふのです、之に對して政府はどう云ふ風な御準備がありますか、御尋ね致します

○國務大臣(河合良成君) 是は國民健康保険との關係の問題になつて參りますするが、只今此の法律で工場法の適用範圍を斯う云ふ風に、労働基準法の適用の範圍に非常に擴げると云ふことから、健康保険を今直ちに其の範圍を之に伴うて擴げると云ふ所迄は行つて居りませぬ、併し將來に付きまして

は、其の方針を以て段々健康保険の範囲を擴げて行くことが適當であると云ふ考を持つて居ります、其の線に沿つて行く積りであります。

○渡邊覺造君 將來國民健康保険も健康保険も單一化されなければならぬと思ふのですが、勞働基準法から言ひましても、それに對してどう云ふ風に御考へになつて居りますか。

○國務大臣(河合良成君) 是は將來の考としては、其の方が宜いと云ふことには御同感でございますが、唯御承知の通りに此の二つの財源が違いまして、健康保険では收入の歩合で保険料が入つて居りまするし、それから國民保険の收支は非常に能く取るが、國民健康保険では一人當りの単位に保険料が入つて居りまするので、斯う云ふ風に收入を増加致しまする時には、健康保険は戦時中に急に此の組合を増加さした關係で、中には宜く行つて居るものもあるが、まだどうも宜く行かぬものもなかなか多い、それに對して只今豫算が、國庫の補助等が十分行かぬと云ふ關係にあるものですから、國民健康保険は只今悩んで居る状況で、之をどう云ふ風に整理するかと云ふことに付て政府は一つの考を持つて今やつて居る譯であります、そこらの整理にめどが付きまして、相當兩者を眺めましてバランスが取れると云ふやうな所に行きませぬと、完全な併合と云ふことはむづかしいのぢやないかと云ふ風に

○渡邊覺造君 實際勤勞者と云ひますが、今度は労働者と云ふ名前になりますが、労働者の健康並に診療に付ては屢々社會問題となることが今迄もありましたし、今後も益々是が激化して来るやうに思はれるのであります。此の法案と併行的に、私は社會保險制度の確立と云ふものが必要ぢやないかと、斯う考へて居ります、それは是非早急に社會保險制度の確立を私は切に望む者であります。それから次に健康診斷のこと、第五十二條の健康診斷であります。が、之に依りますと、定期的に労働者は醫師の健康診断を受けなければならぬ、それから又病氣の時には診斷書を添へて出さなければならぬ、茲に於て現在の開業醫制度、或は開業醫の公益的性格に対する自覺と云ふか、それ等から併せて考へまして、此の第五十二条の目的を達成するのには、私は餘ければ相成らぬと思ふのです、と云ふのは、具體的に申しますると、時々醫師に健康診斷を受け、ば、色々の病氣で、無理な診斷書を書いて貰つて休む者が多いのです、是は今迄の健康保險でも何回も問題になつたことであります。が、現在の開業醫制度で果して是がうまく行くかどうか、之に付て何か政府で別に御考がありますか。

ちよつと法律でどうと云ふ譯にも行かない、まあ今後の教育と云ふか指導に俟つより外ならうかと思ひます。  
○渡邊覺造君 私はさう手綱いことぢやないかと思ふのです、此の戦争中に於ても醫師の公共性、社會性と言ひますか、公益性が、醫療法に依つて醫師の身分と云ふものが非常に公益化されて居るにも拘らず、現在尙寒心に堪へない、ない状態であるのです、其の者に此の五十二條の規定のやうなことを言ひ付けても、果して此の通りやれますかどううか、私は甚だ心配に堪へない、之に對して政府が何か打つ手がないかと私は思ふのですが、今御話に依れば誰も、是は又此處においてになる政府委員の方も其の道の人でないやうですか、是以上私は追及致しませぬけれども、是は大臣が省に御歸りになつて、能く御研究を御願ひしたいと思ふのです、今日は其の方面の方が居ないから私も是で止めます。  
○男爵内田敏雄君 大臣御退席になつたのでちよつと伺はうと思つて居りますが、是は大變個々の小さい問題でござりますけれども、今此の第八條をもよと見まして氣が付きましたが、此の中に、第四號に航空機と云ふことが書いてございます、是は此の法条と全く關係がないことです、が政府では乍張り日本の將來に航空機と云ふことを豫想して斯う云ふ字を御使ひになつたのであります。  
○政府委員(吉武惠市君) 是は將來のことも考へ、有らゆる業態を豫想致まして、まあ漏れる所のないやうによふことで規定して居る譯でござります。

○種田虎雄君 最低賃金を行政官廳が必要であると認める場合には定めることが出来ると言ふことになつて居ります、それには中央賃金委員會と云ふやうなものを置いて、それより御諮詢になり御決定になるのだらうと思ひます、が、最近の各方面の賃金を引上げることに付ての要求の中に、本来賃金の中に入らないやうな性質のものを、相當に最低賃金の中に含めてそれを要求があるやうに思ふのであります、例へば家族の數に應じて、相當手當を含めた賃金を要求すると云ふやうなことが、是は現實の問題として何處にもあるやうであります、又年齢で以て相當に賃金を決めて行くと、斯う言つたやうな傾向もあるやうであります、殊に今後行政官廳が最低賃金を定められると云ふことになるとすれば、政府の方針として、賃金と云ふものは一體どう云ふ風に、どう云ふものから構成されると云ふ御考がありますか、此の點に付て伺つて置きたいのであります。

○政府委員(吉武惠市君) 只今の種田さん御質問は最も重大な問題でござります、結論的に申しますと、私共も賃金は矢張り最低生活と致しましては、賃金は矢張り最低生活と云ふことを保證するものでなくてはならないと云ふことを、一つは賃金は能率に應じたものでなければならぬ、此の二つを加味した所に賃金政策と申しまするに、最近の賃金要求は御話の通り家族手當なり、或は家族の數に應じた賃金形態の要求が多うございます、是は賃金の本當の在り方としては私は必ず

しも宜いとは思ひませぬが、併し申しますても、今日の日本の賃金の状況は、まだ復興して居ない時でありますから、十分なる賃金は出せないさうかと言つて片方労働者の方は其の日其の日を生活して生きて行かなければならぬからうかと思ひます、それがもとと裕福になつて、相當の賃金が出せるやうになりますと、先程も申しましたやうに最低の生活を保證する上に於て、能率に應じた賃金制と賃金體系を作り上げると云ふことが出来るのでありますけれども、今日は能率に應じた賃金迄に行けない、若し能率に應じただけの賃金になると云ふと、片方の最低生活を保證して行けない、食つて行けない部面が澤山出て来る、從つて其の方面を重點的に考へまして、今日の賃金は能率の點に於ては稍々變ではありまするが、片方の生活の方面に重點が懸つて賃金形態が出来ると云ふ實情にあるのであります、將來の問題と致しましては、先程申しましたやうに進んで行かなければならぬと思ひますが、今日の状況と致しましてはどうしても生活と云ふことが先に参りまするので、勢ひ已むを得ざる御方針として、相當手當であるとか、家族數に應じたものでなければならぬ、此の二つを加味した所に賃金政策と申しまするに、最近の賃金要求は御話の通り家族手當なり、或は色々の種の保険制度に依つて、國民の生活の出來ないものを救濟して行かなければ、賃金制度と云ふものは進められて行かなければならぬかと思ふのであります、唯、今御指摘になりましたやうに、最近の賃金要求は御話の通り家族手當なり、或は家族の數に應じた賃金形態の要求が多うございます、是は

しも宜いとは思ひませぬが、併し申しますても、今日の日本の賃金の状況は、まだ復興して居ない時でありますから、十分なる賃金は出せないさうかと言つて片方労働者の方は其の日其の日を生活して生きて行かなければならぬからうかと思ひます、それがもとと裕福になつて、相當の賃金を保證するやうになりますと、先程も申しましたやうに最低の生活を保證する上に於て、能率に應じた賃金制と賃金體系を作り上げると云ふことが出来るのでありますけれども、今日は能率に應じた賃金迄に行けない、若し能率に應じただけの賃金になると云ふと、片方の最低生活を保證して行けない、食つて行けない部面が澤山出て来る、從つて其の方面を重點的に考へまして、今日の賃金は能率の點に於ては稍々變ではありまするが、片方の生活の方面に重點が懸つて賃金形態が出来ると云ふ實情にあるのであります、將來の問題と致しましては、先程申しましたやうに進んで行かなければならぬと思ひますが、今日の状況と致しましてはどうしても生活と云ふことが先に参りますので、勢ひ已むを得ざる御方針として、相當手當であるとか、家族數に應じたものでなければならぬ、此の二つを加味した所に賃金政策と申しまするに、最近の賃金要求は御話の通り家族手當なり、或は色々の種の保険制度に依つて、國民の生活の出來ないものを救濟して行かなければ、賃金制度と云ふものは進められて行かなければならぬかと思ふのであります、唯、今御指摘になりましたやうに、最近の賃金要求は御話の通り家族手當なり、或は家族の數に應じた賃金形態の要求が多うございます、是は

しも宜いとは思ひませぬが、併し申しますても、今日の日本の賃金の状況は、まだ復興して居ない時でありますから、十分なる賃金は出せないさうかと言つて片方労働者の方は其の日其の日を生活して生きて行かなければならぬからうかと思ひます、それがもとと裕福になつて、相當の賃金を保證するやうになりますと、先程も申しましたやうに最低の生活を保證する上に於て、能率に應じた賃金制と賃金體系を作り上げると云ふことが出来るのでありますけれども、今日は能率に應じた賃金迄に行けない、若し能率に應じただけの賃金になると云ふと、片方の最低生活を保證して行けない、食つて行けない部面が澤山出て来る、從つて其の方面を重點的に考へまして、今日の賃金は能率の點に於ては稍々變ではありまするが、片方の生活の方面に重點が懸つて賃金形態が出来ると云ふ實情にあるのであります、將來の問題と致しましては、先程申しましたやうに進んで行かなければならぬと思ひますが、今日の状況と致しましてはどうしても生活と云ふことが先に参りますので、勢ひ已むを得ざる御方針として、相當手當であるとか、家族數に應じたものでなければならぬ、此の二つを加味した所に賃金政策と申しまするに、最近の賃金要求は御話の通り家族手當なり、或は色々の種の保険制度に依つて、國民の生活の出來ないものを救濟して行かなければ、賃金制度と云ふものは進められて行かなければならぬかと思ふのであります、唯、今御指摘になりましたやうに、最近の賃金要求は御話の通り家族手當なり、或は家族の數に應じた賃金形態の要求が多うございます、是は

しも宜いとは思ひませぬが、併し申しますても、今日の日本の賃金の状況は、まだ復興して居ない時でありますから、十分なる賃金は出せないさうかと言つて片方労働者の方は其の日其の日を生活して生きて行かなければならぬからうかと思ひます、それがもとと裕福になつて、相當の賃金を保證するやうになりますと、先程も申しましたやうに最低の生活を保證する上に於て、能率に應じた賃金制と賃金體系を作り上げると云ふことが出来るのでありますけれども、今日は能率に應じた賃金迄に行けない、若し能率に應じただけの賃金になると云ふと、片方の最低生活を保證して行けない、食つて行けない部面が澤山出て来る、從つて其の方面を重點的に考へまして、今日の賃金は能率の點に於ては稍々變ではありまするが、片方の生活の方面に重點が懸つて賃金形態が出来ると云ふ實情にあるのであります、將來の問題と致しましては、先程申しましたやうに進んで行かなければならぬと思ひますが、今日の状況と致しましてはどうしても生活と云ふことが先に参りますので、勢ひ已むを得ざる御方針として、相當手當であるとか、家族數に應じたものでなければならぬ、此の二つを加味した所に賃金政策と申しまするに、最近の賃金要求は御話の通り家族手當なり、或は色々の種の保険制度に依つて、國民の生活の出來ないものを救濟して行かなければ、賃金制度と云ふものは進められて行かなければならぬかと思ふのであります、唯、今御指摘になりましたやうに、最近の賃金要求は御話の通り家族手當なり、或は家族の數に應じた賃金形態の要求が多うございます、是は

○政府委員(吉武恵市君) 其の點は私は當然な所があることは十分了承して居りますが、渡邊覺造君 こゝらで資料を持歸つて、後にしたらどうですか、是は突然戴いたので、質問も何も出来ないと思ひます、私は勉強が足りないのですけれども……

○委員長(畠山一清君) 他に御質問はありませんか

○伊藤傳七君 ちよつと伺ひますが、是は大臣に御申ひ致したいと思ひましたが、たけれども、おいでになりますが、第二條の勞働條件は、勞働者と使用者が對等の立場に置かれると云ふことはつきりと規定せらるゝ以上は、勞働者としては色々の條件を使用者に對して申出ると思ひます、何時も勞働事議がありますと、生産管理とか云ふことが起りますが、それは兎に角として、今後起るべく動きつゝあるのは、經營協議會と云ふものが勞働者から使用者に對して感んに申出られるのぢやないか、現に我々關係して居る所にもさぞ云ふことが起りつゝあるのですが、政府は此の經營協議會と云ふものに對してどう云ふ御考を持て居られますか

○政府委員(吉武恵市君) 經営協議會に付きましては、政府と致しまして見をも採入れて、さうして相共にそこで相談しながら生産を進めて行くことが望ましいと云ふ考で居ります、唯併し御承知のやうに、此の經營協議會の色々な動きと云ふものは昨年の四月頃から段々起つて参りまして、爭議の度に此の問題がやかまくなつて居ります

すが、其の中には勤もしますと待遇の要求がございまして、例へば人事権も協議會で決定をするとか、或は總て配當から經理も是でやると云ふやうな方面の要求も相當あつたのであります。が、政府の一應の方針と致しましては、確か昨年の七月頃であつたかと思ひますが、中央勞働委員會に意見を聽きまして、大體中央勞働委員會でも、經營協議會と云ふものは斯うあるべきものではなからうかと云ふ一つの指針を決定致して居ります、政府も大體其の中央勞働委員會で決めました經營協議會の運営を大體宜いとして今考へて居るのであります。それでは矢張り人事権とか經理の部類に付て迄立入ることは、是は行過ぎだ、併し勞働條件なり、又労働條件ばかりでなしに、色々生産のやり方等に付て意見をお互に聞き合つて、そこで決めて行くと云ふことは宜い、經營協議會が唯之を議決機關とか決定機關とか申しましても、是は使用者側と労働者側とが兩方納得しなければならぬ、多數決で決めると云ふ筋合のものでございませぬ、何處迄も協議機關と云ふことでやつて行くと云ふ風に考へて居るのであります、一時は相當過ぎもございましたが、最近では矢張り經營協議會が段々と軌道に乗つて参りまして、さうして行くと云ふ所に、労働者の意見を無理なものは出て参りませぬ、昨年四月頃にはちよつと一時過ぎの要求があつたやうに思ひます。

う云ふことでありますか、其の點を一  
つ伺ひたいと思ひます。  
○政府委員(吉武恵市君) 是は御承知  
のやうに就業規則は矢張り其の職場に  
於ける一つの規律を定めたものであります  
するから、それを使用者が一方的に  
決めまして、さうして労働者に眼従させ  
ると云ふことは面白くない、さうかと  
言つて、之を一々組合なり労働者の過  
半數の同意がなければ出来ないと云ふ事  
になりますすると云ふと、同意が求  
められない限りはなか／＼出來ないと  
云ふことになりますから、そこで同意  
と迄は行かない、矢張り意見を何處迄しま  
も聽いて、さうして作つて行かうと云  
ふ所で此の意見を聞くと云ふことに致  
して居るのであります、ですから唯此  
の反面から出て参ります解説と致しま  
しては、就業規則は使用者が一方的に  
勝手に作ると云ふことは宜くないと云  
ふことと同時に、「一方同意迄は必要で  
ない」と云ふ趣旨でございます。  
○委員長(畠山一清君) さうすると第  
九十五条の五項目に付きまして、寄宿  
舎の規則に付ては「同意を得なければ  
ならない」とあります、只今の御説  
明に依りますと云ふと、九十條は同意  
を得なくても宜しい、一方に譲れば宜  
しいと云ふのでありますから、此の九  
十五条の同意を得なければならぬと云  
ふ意味と全然意味が違ひまして、九十  
條に於ては不同意でも差しへないと云  
ふことに解釋せられますか、さう云ふ  
ことになりますか。  
○政府委員(吉武恵市君) 只今御指摘  
のありましたやうに、九十五条の方は  
同意を必要として居ります、是は此の  
所謂寄宿舎と云ふものは個人の生活を  
主としたものでありますので、從前

は此の寄宿舎も、附屬して居ります寄宿舎は、其の工場の定めた色々な生活規律に従はなければなりませんが、此の法律に依りましては、第一條にありますように、矢張り工場で建てた寄宿舎でありますても、其の中に入つて居る労働者の私生活は是は自主的、自由のものでなければならぬ、従つて其の自由であるべき生活を規律する色々な此の規則に付きましては、矢張り其の中に入る労働者の同意を得なければならぬと云ふ風に今はなつて居る譯であります、従ひまして先程御質問のありました點は、單なる意見を聽く程度であります、こちらの寄宿舎の方は生活を直接規律するものでありますから、同意迄必要だと斯う云ふことになります。

○委員長(皇山一清君) それから今一つ伺ひますが、第九十四條の寄宿舎に於ける私生活の自由を使してはならぬと云ふことでありますか、此の私生活と云ふ範囲はどの程度でありますか

○政府委員(吉武恵市君) 私生活と申しますのは、其の寄宿舎で所謂寝起きから、色々な自分の個人としての生活を言つて居る譯であります、工場で色々な生産をやる場合は、是は生産の規律に従はなければなりませんが、それから寄宿舎に歸りますれば、寄宿舎に歸つての生活は、個人としての私生活ですから、其の生活は自由でなければならぬと、斯う云ふ趣旨であります

○委員長(皇山一清君) さう致しますと、寄宿舎生活の全貌を稱して私生活と申すのでありますか、さう云ふことになりますと云ふと、寄宿舎生活の全部に對して自由に放縱に流れると云ふやうな處がありますが、其の點は規則

其の他で制限すれば宜いやうに思ひますが、其の邊の範圍がなかなかむづかしいので、つい行過ぎを生ずることになります、何か適當な言葉がないものかと思ふのでありますと云ふと、自由を無暗に要求するやうな傾きになるのですが、其の點は何か良い文句はないものかと思ひます、それからもう一つは、其の次にあります役員の選任に干渉してはならない」と云ふことがあります、此の寮長、室長等を決めるのに干渉してはならないと云ふことがありますけれども、會社の取締上必要と思ふ者が其の任に就くことが出来ぬと云ふ次第にもなるかと思ひますが、此の點は如何ですか

の寄宿舎の中の生活としての室長を誰にするか、或は其の寮の寮長を誰にするかと云ふことは、矢張り其の中に入つて居ります労働者が自治的にそれを選ぶのが宜いと云ふことで、此の原則を掲げたのであります、唯併しあうかと言つて、多數の人が入つてゐることでありますから、それゝがさう勝手なことを致しましては、其の團體の生活と云ふものは保てないと云ふので、之さう云ふものが色々な寄宿舎規則として、秩序が保たれる必要が出来る譯であります、併し是も所謂使用者側の方が勝手に作りますと云ふと、勢ひ私生活に干渉することになりますので、之を労働者の同意を求め、出来るだけ寄宿舎生活と云ふものは自治的にさせて行きたいと云ふのが主眼でございます。

○委員長(畠山一清君) それぢや舍監を置くことは勝手でござりますか

○政府委員(吉武恵市君) 寄宿舎の舍監は工場の責任もございます、唯中の私生活に付て誰を寮長にする、どうすると言ふことは、是は自治的にやるわけであります

○委員長(畠山一清君) 外に御質問ありますぬか、それでは今日は此の程度で散會致しまして、次回は二十二日の午前十時から開會致しますから左様御承知を願ひます

## 午後零時一分散會

出席者左の如し

委員長	畠山	一清君
副委員長	男爵長	基連君
委員		

公爵島津	忠承君
子爵岩下	家一君
子爵大久保教尙君	
男爵内田	
敏雄君	

國務大臣	厚生大臣	河合 良成君
政府委員	同	吉武 恵市君
	寺本 廣作君	伊藤 豊次君
		渡邊 覚造君
		丹羽 彪吉君
		小汀 利得君
		竹中藤右衛門君
		伊藤 傳七君